

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県の行政組織の見直しに伴い所要の規定の整備を行うとともに、規則の簡素化を図るため、個別の専決事項等は、知事が別に定めることとする等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 原子力安全対策室の新設その他の組織改正に伴い、所要の規定の整備を行う。
- (2) 個別の専決事項及び委任決裁事項は、知事が別に定めることができることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
 - イ 関係する規則について、所要の改正を行う。